

## 令和4年度 地域包括支援センターあいあい事業報告

## 第1 職員体制

- (1) 委託先 社会福祉法人慧誠会  
 (2) 委託開始 令和4年4月1日から

表1 地域包括支援センターの職種 (人)

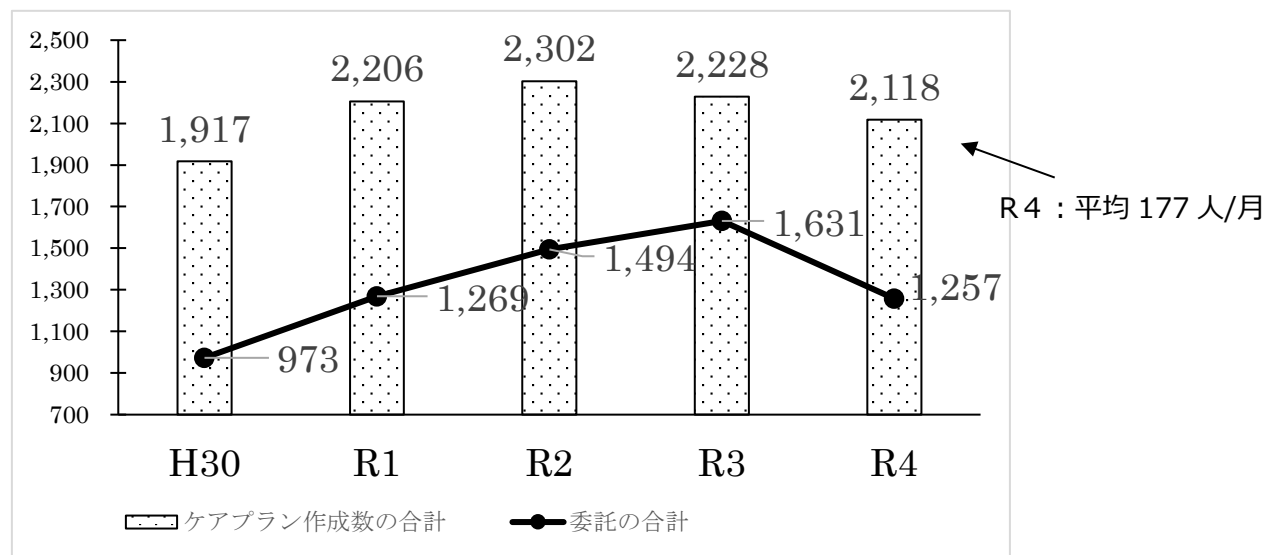
種別	常勤
保健師	1
社会福祉士	1
主任介護支援専門員	1
合計	3

## 第2 地域包括支援センターで実施する事業

## 1 ケアプラン作成事業 (第1号介護予防支援事業および指定介護予防支援業務)

「事業対象者」および介護保険認定「要支援1」、「要支援2」を持つ高齢者にケアプランを作成しています。

表2 ケアプラン作成数の推移 (件)



※1 要支援認定者のケアプラン作成数は、ほぼ横ばいで推移しています。

※2 令和4年度は月平均177人のケアプランを作成していることから、令和5年3月末の要支援認定者等の数249人のうち、約71.1%が定期的に介護保険サービスを利用していることがわかります。

表3 令和4年度介護予防ケアプラン委託事業所 12事業所

	受託事業所
1	社会医療法人社団三草会 指定居宅介護支援事業所 ケアマネセンターりらく
2	社会福祉法人 芽室町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所
3	株式会社アルムシステム 居宅介護支援事業所 ふれあい
4	アースサポート株式会社 アースサポート帯広
5	有限会社サポートひだまり
6	SOMPOケア株式会社
7	社会福祉法人 光寿会 居宅介護支援 ケア・コンシェルジュ シルバーウィング
8	合同会社イースト 居宅介護支援事業所 ぬくもり
9	株式会社太陽 居宅介護支援事業所 太陽
10	合同会社ライフケア ルリビタキ 居宅介護支援事業所ケアプランセンターあおいとり
11	スマートテnder合同会社 スマートテnder居宅介護支援事業所
12	社会医療法人 博愛会 指定居宅介護支援事業所 開西病院在宅ケアセンター

ケアプランの作成を上記の事業所に委託しています。

## 2 総合相談支援業務

高齢者やその家族の介護や健康、福祉、医療、生活に関することなど様々な相談に対応する窓口です。

寄せられる相談内容に応じて、医療機関、介護保険事業所、民生委員、住民、警察など様々な関係機関との連絡や家庭訪問などの継続支援を行います。

表4 年次別総合相談延べ数の推移 (件)

	件数
令和2年度	1,883
令和3年度	1,724
令和4年度	1,482

※地域包括支援センターあいあい受理分のみ

表5 令和4年度 相談内容別相談数 (件)

相談内容	件数
介護保険制度について	764
福祉用具や住宅改修について	328
住み替えについて	149
食生活に関する相談	16
外出先・交流の場について	136
通院時等の移動手段について	37
心配な人に関する相談	206
除雪について	3
介護保険制度の不満・苦情に関して	12
権利擁護について(成年後見等)	38
町の保健福祉サービスについて	38
認知症について	286
健康について	226
介護負担について	103
経過報告	162
高齢者虐待について	30
その他	182
合計	2,716

※1 介護保険制度に関する相談が約28.2%を占めます。

※2 相談内容が重複するため、表4と合計が異なります。

表6 令和4年度 家庭訪問実施状況

訪問理由	延人数
介護保険認定者訪問	242件
介護保険認定外訪問（一般高齢者）	236件
ケアプランの作成に関する訪問	438件
福祉用具の選定、住宅改修の訪問	43件
権利擁護に関する訪問	40件
合 計	999件

※1 介護保険サービスだけでなく、食事サービスや緊急通報システム等につながる場合があります。

※2 権利擁護に関する訪問では、訪問目的が高齢者虐待や成年後見制度に関することのため、町も同行しています。

### 3 権利擁護業務

高齢者を権利侵害や生活上の不利益から擁護するための事業です。成年後見制度の活用促進や虐待への対応、消費者被害の防止協力等の業務を行っています。

#### (1) 権利擁護に関する相談(主に成年後見制度の活用促進)

認知症や知的・精神障がい等により判断能力が十分でない方が滞りなく生活できるように、対象となる方を早期に把握し、成年後見制度の活用を促しています。

表7 年次別相談延べ件数 (件)

年 度	相談件数(実)	相談件数(延)
令和2年度	33件	101件
令和3年度	48件	118件
令和4年度	10件	38件

※ 令和4年度は、地域包括支援センターあいあいでの受理分のみ。

※ 複数回の相談対応が必要な複雑な事例が増えています。

#### (2) 高齢者虐待への対応

高齢者虐待及びその疑いのある相談に対して、当該高齢者の訪問、支援者会議の開催等で支援方針を決定しています。

表8 年次別虐待相談件数 (件)

年 度	相談件数(実)	相談件数(延)
令和2年度	6	18
令和3年度	3	8
令和4年度	7	17

※ 令和4年度は、地域包括支援センターあいあいでの受理分のみ。

#### (3) 消費者被害の防止

悪質商法等による消費者被害を未然に防止するため、芽室消費者協会等と情報交換を行っています。消費者被害に遭っている、遭っている疑いがある高齢者の情報を得たときは、関係機関と連携しながら、成年後見制度等による支援に結び付けています。

## おもいやり連携会議

最新の消費者被害情報や心配な高齢者の情報など、高齢者の権利擁護に関する定期的な情報交換の場として、芽室交番、芽室消費者協会で年3回開催しています。

### 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ケアプランを作成する介護支援専門員が適切な支援を実践できるように地域の基盤を整えるとともに、個々の介護支援専門員へのサポートを行います。

#### (1) ケアマネネットワーク会議の開催

表9 令和4年度ケアマネネットワーク会議実施状況 (人)

	実施内容・テーマ	出席者数
第1回	令和4年度芽室町高齢者支援体制について	19
第2回	芽室町医療介護との連携	25
第3回	認知症高齢者への支援	17
第4回	芽室町介護保険制度の現状と基本的考え方	19
第5回	芽室町障がい福祉サービスについて	19
合計		99

#### (2) 介護支援専門員への支援

41件：情報収集・同行訪問・ケース検討にて対応しています。

内容：病識がなくサービスの必要性があるがサービス利用の拒否

本人と家族の意向の相違

身寄りのない方の支援や住み替えへの支援等

#### (3) 地域ケア会議

保健・医療・福祉、介護サービス事業所等が連携して高齢者の暮らしを支える環境整備を行うことを目的に開催しています。地域の関係機関や事業所をメンバーとし、支援困難事例の検討や地域課題の解決に向けた協議を行いました。

##### ① 地域ケア個別会議

個別事例の支援内容、方針を決定します。

表 10 令和 4 年度 地域ケア個別会議実施状況

検討内容	実件数	延べ件数
要支援認定者の新規ケアプランの精査	19件	19件
事例の方針決定や情報共有	29件	41件
合 計	48件	60件

### 【町（日常生活圏域）の特徴】

十勝管内のほぼ中央に位置し日高山脈を背に大自然の懷に抱かれた町。

内陸性気候で、国内有数の晴天率を誇りその為畑作や酪農業が盛んである。

人口 17,987 人（住民基本台帳人口 2023 年 3 月 31 日）総人口に占める 65 歳以上の割合（高齢化率）も 2020 年には 30.7%と 3 割を超え、全国平均の 28.7% よりも 2.1 ポイント高い。

町民のニーズとして「この町でずっと過ごしたい」「自宅にずっといたい」という意見が多い。その為、町の資源として早い時期から予防に努めようと介護予防教室や高齢であっても役に立ちたいとシニアワークセンターへ登録し活動出来る仕組みが備わっている。

医療体制として町内に個人病院が 3 つ、総合病院として公立芽室病院が町の中央に位置する。安定期は通い慣れた個人病院で、急変時は入院病床のある公立芽室病院への連携を図っている。

### 【総括】

令和 4 月 4 月から町の委託を受け、地域包括支援センターあいあいを開設。町の介護保険制度の在り方、関係機関や社会資源について把握し、迅速な対応が取れるよう関係構築に努める。地域包括支援センターとして受けた 4 つの（以下に記載）業務内容のほか、自宅訪問や地域交流サロン等へ出向き、町で暮らす高齢者の生活、生の声を見聞きする中で実情把握や分析を行う。住民の多くは非常に協力的であり、福祉に対し高い理解を示す。

病気や認知症の重度化防止の観点から早期発見と受診、早期に関係機関や専門職と『繋がる』を地域包括支援センターとしてどのように啓発していくのか、個人への支援と地域の力をどのようにコーディネートしていくが今後の課題。



## 【個別業務】

### 1 令和4年度の活動評価（特徴、成果、課題）

#### （1）包括的支援事業

##### ①総合相談支援業務

町の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、様々な相談に対し総合相談窓口として対応する。高齢者に関わる相談や介護保険認定の申請手続きからサービス導入までの一連の調整を行っている。総合相談の対応件数は月平均110件前後である。

内訳は多い順に介護保険制度に関する相談、福祉用具・住宅環境の改善、認知症に関する相談となっている。

関係機関や町民から寄せられた『心配な方』等の情報は町や関係機関と情報交換を行い、対応方法や役割分担をその都度行い見守りや支援の目から漏れることがないようにワンストップサービスを心がけている。

##### ②権利擁護事業

高齢者の尊厳を守るため成年後見制度を中心とした制度の活用、必要な方への利用促進を図る。保健福祉センター内に成年後見推進事業受託団体（芽室町社会福祉協議会）があるため、必要なケースにおいて情報交換や連携を図っている。

高齢者虐待またはその疑いのある相談に対して、高齢者虐待防止法・芽室町高齢者虐待対応マニュアルに沿って対応している。

##### ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

町内の居宅介護支援事業所（ケアマネージャー）を中心に支援技術の向上・体制構築を目的としたケアマネジメント支援会議を行う。医療機関との連携、町内の社会資源についての研修を行った。

ケアマネージャーへの支援として、個々に寄せられる相談に対し、情報収集や同行訪問、支援方法についてアドバイス等の対応を行っている。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和4年度は研修方式で実施してきたが、ケアマネージャー同士の情報交換や事例検討の希望も聞かれており感染状況に応じて次年度は対応していきたい。

#### （2）第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）および指定介護予防支援業務

要支援認定者への対応として介護予防・自立支援の視点を忘れず、本人・家族・地域力を活かした介護予防支援の基盤づくり、及びケアマネジメントの質

の向上を図る。

介護認定申請からサービス利用までの対応、要支援から要介護認定へと区分が変わった方への引継ぎも、利用者やそのご家族が不安に感じることがないよう対応を行った。

(3) その他業務

- ① 芽室町在宅医療・介護連携相談窓口である公立芽室病院・その他医療機関との連携を強化した。
- ② 「十勝地域における入退院時連携ルール」を基本に退院調整やスムーズに必要な治療が受けられるよう、介護・医療の両面から在宅療養・必要な支援に結び付けられるように関係機関と情報交換や連携の充実に向けた取り組みを行った。

【令和4年度の振り返り】

医療との連携に関して、特に認知症疾患医療センターや公立芽室病院との連携は窓口となるソーシャルワーカーと早い段階から関係が構築されスムーズ且つスピーディーな対応が行えた。

令和4年度 芽室町地域包括支援センターあいあい 収支決算

【収入】

(単位：円)

費 目	予算(計画)額	決算額	内 訳
委託料	20,440,000	20,440,000	芽室町からの委託料
受取利息配当金	0	24	利息
受入研修費		30,000	実習謝礼
合 計	20,440,000	20,470,024	

【支出】

(単位：円)

費 目	予算(計画)額	決算額	内 訳
人件費	17,693,000	17,884,669	三職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）各1名の給与（本俸）、職員諸手当、法定福利費、事務
研修費			
研修参加費	37,000	36,550	北海道主任介護支援専門員 更新研修
事業費			
保健衛生費(感染)	30,000	27,489	非接触型体温計・アクリルパーテーション
消耗器具備品費	85,000	1,771	スノーブラシ
保険料	40,000	38,122	しせつ損害賠償責任保険等
賃借料	250,000	255,409	芽室町 行政財産使用料
車輛費	130,000	106,693	ガソリン・オイルエレメント等
事務費			
福利厚生費	15,000	18,238	健康診断料・お祝い金
事務消耗品費	175,000	124,740	地図・コピー用紙・事務用品
印刷製本費	135,000	125,881	コピー使用料・名刺・年賀ハガキ
通信運搬費	478,000	437,079	電話料金・切手・郵便郵送・インターネット接続料
手数料	97,000	86,908	振込手数料
保険料	40,000	39,236	車輛 任意保険料
賃借料	1,235,000	1,233,265	パソコンリース料・コピー機リース料・車輛リース料
保守料	0	53,974	パソコン保守料
合 計	20,440,000	20,470,024	

## 令和4年度 芽室町地域包括支援センターあいあい 収支決算

### 【収入】

(単位：円)

費 目	予算(計画)額	決算額	内 訳
介護予防支援費	7,547,000	7,554,120	介護予防支援費 1685件
介護予防ケアマネジメント費	1,966,000	2,005,940	介護予防ケアマネジメント費 455件
合 計	9,513,000	9,560,060	

### 【支出】

(単位：円)

費 目	予算(計画)額	決算額	内 訳	
人件費	3,219,000	3,486,915	三職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）各1名の給与（本俸）、職員諸手当、法定福利費、事務	
研修費	研修参加費	6,000	6,450	北海道主任介護支援専門員 更新研修
事業費	保健衛生費(感染)	3,000	4,851	非接触型体温計・アクリルパーテーション
	消耗器具備品費	18,000	313	スノーブラシ
	保険料	5,000	6,728	しせつ損害賠償責任保険等
	賃借料	51,000	45,073	芽室町 行政財産使用料
	車両費	20,000	18,829	ガソリン・オイルエレメント等
事務費	福利厚生費	3,000	3,219	健康診断料・お祝い金
	事務消耗品費	36,000	22,014	地図・コピー用紙・事務用品
	印刷製本費	23,000	22,215	コピー使用料・名刺・年賀ハガキ
	通信運搬費	85,000	77,132	電話料金・切手・郵便郵送・インターネット接続料
	業務委託費	5,803,000	5,616,900	介護予防・総合事業 委託料
	手数料	17,000	15,337	振込手数料
	保険料	7,000	6,924	車両 任意保険料
	賃借料	217,000	217,635	パソコンリース料・コピー機リース料・車両リース料
保守料	0	9,525	パソコン保守料	
合 計	9,513,000	9,560,060		

# 令和5年度 芽室町地域包括支援センターあいあい事業計画書

## 芽室町地域包括支援センターあいあい

### I. 運営方針

- ① 「地域住民の身近な総合相談窓口」
- ② 「高齢者が安心して暮らせる“街づくり協働センター”」
- ③ 「自立と社会参加を促す介護予防マネジメントセンター」
- ④ 「地域住民・関係者との良縁結びを担うコーディネーター」

芽室町の運営方針を基に地域包括支援センターの担うべき活動、地域包括ケアシステムの構築の推進として上記4点に努めます。

### II. 事業計画

#### 1 総合相談支援業務

##### (1) 高齢者や要援護者の実態把握及び相談支援

高齢者や要援護者に対し丁寧に生活状況を確認・把握し、相談支援を行う。

芽室町に暮らす高齢者の生活実態を知り、地域の社会資源を把握するとともに、必要とする方には情報提供を行う。

町内会・老人会・民生委員などと協力しあい、心配な高齢者をなるべく早く発見して情報共有に努める等見守りや気づきの体制を構築していく。

地域のよろず相談窓口として、生活支援の必要な高齢者等に対する初期相談対応、地域活動を通して寄せられる高齢者以外の相談に対しても総合相談「ワンストップサービスの拠点」として、丁寧な対応を行う。

##### (2) 要援護者の実態把握

- ① 介護保険認定の希望や相談を受け、高齢者の実態を把握する
- ② 情報収集した高齢者の活動の場に出向き社会資源を把握する
- ③ 要援護者へ必要に応じて社会資源を紹介する

##### (3) 地域支援ネットワークの構築

- ① 町内会や老人クラブ、サロン、その他関係団体との情報交換や協力関係づくり
- ② 町内のグループホームが開催する運営推進会議に参加し、地域住民とともに情報共有を図り、協働での見守り体制構築を目指す

③ 地域ケア会議等の開催や地域から依頼のある講話等の機会の中で、地域の実情を踏まえネットワーク構築に向けて周知活動を行う。

④ 町や道で開催する研修会・会議等に参加し、関係機関と情報交換を行いネットワーク構築に努める。

(4) 総合相談支援機能の充実・未把握者の早期発見対応

① 総合相談の受付・必要に応じて支援

② 相談内容に応じて必要な場合に他事業所・関係機関と協働し支援する

## 2 権利擁護業務

(1) 地域住民・民生委員・介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等に繋がる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し安心して暮らしていけるよう、専門的・継続的な視点において必要な支援を行う。

① 権利擁護の視点を用いて必要に応じて支援する。高齢者の権利侵害の防止、早期発見に努める。

② 権利擁護、総合相談の視点から思いやり会議等で町内の関係機関との情報交換に努める。

③ 成年後見支援センターとの連携：成年後見制度等を利用促進できるように連携して支援にあたる。

④ 芽室町高齢者虐待防止マニュアルに基づき、相談に対し速やかに状況把握を行い町と連携し対応する

⑤ 支援困難事例では適切な対応を検討し、関係機関や町と連携して支援する。

## 3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(1) ケアマネネットワーク会議を定期的に行い、居宅介護支援事業所のケアマネジャーを中心とした支援技術の向上・体制構築を目指していく。

① 町内で多職種協働の事例検討を通してケアマネネットワーク会議を開催する。

② 介護支援専門員を対象に支援困難事例の実態を把握する。

③ 介護支援専門員や関係機関、地域住民に対し、包括的・継続的ケアマネジメントの普及・啓発を行う。

(2) 介護支援専門員への相談支援

① 介護支援専門員より寄せられた相談に対して、情報共有・支援方針を検討し、

支援内容の充実に努める。

② 日常的に介護支援専門員との情報交換を行い、地域で必要な協力など地域課題を見出し、地域の協力体制づくりを進めていく。地域ケア個別会議等を開催し支援方法の充実に目指していく。

#### 4 地域ケア会議

地域ケア会議設置要綱に沿って開催する。

##### (1) 地域ケア個別会議

個別のケース支援を通して、新たな地域の課題抽出・社会資源の発見・開発を視点に、地域の福祉力を高めていく。地域づくりの視点をもって活動に取り組むことで、地域住民・関係機関と繋がりを広めていく。

- ① 地域ケア会議開催に向けた関係団体との協力依頼（関係づくり拡大）
- ② 個別ケースに対して多職種協働で地域ケア会議の開催

##### (2) 地域課題解決に向けて

個別ケア会議の結果や日々の活動を通して把握されている地域の課題や必要な生活支援体制づくり、新たな仕組みづくりに向けて、これまでのネットワーク活動を通して知り得た関係者や協力してくれる地域住民を増やす。地域の実情・課題を共有した上で、具体的な課題解決に向けた方法を検討していく。必要に応じて地域ケア推進会議などを通じて、町に提案していく。

#### 5 介護予防ケアマネジメント

(1) 介護予防・自立支援の視点を大事に、本人・家族・地域力を活かした予防介護支援の基盤づくり、ケアマネジメントの質の向上を図る。

- ① 身体・生活・社会・健康について把握した上で、介護予防事業や地域の社会資源を活用しながら利用者が主体的となって生活が継続できるよう支援方法の充実に目指す。
- ② 利用者の持つ強み(ストレングス)を再発見し、生活や地域の中で生きがいや役割を持って活躍できるよう努める。

#### 6 包括的支援事業の充実のための関連事業及び項目

##### (1) 認知症施策への協力

- ① 認知症総合支援事業への協力

・高齢者の生活実態把握に取り組む中で、認知症の方、その支援者の生活・地域課

題を把握し、地域住民や芽室町と情報共有を図る。認知症総合支援事業の充実に  
向けて協力していく。

- ② 認知症の正しい知識の普及・啓発
  - ・認知症の早期発見・早期受診の促進、受診後の本人や家族を支援する。
- ③ 認知症家族支援
  - ・家族からの相談に丁寧に対応する。

#### (2) 医療と介護の連携

- ① 認知症疾患医療センター及び公立芽室病院・医療機関との連携強化
  - ・認知症疾患医療センターと連携し、情報提供や連携シートを活用しスムーズな診  
断・治療に向けて連携を図る。通院困難な認知症疑いの高齢者に対しては、対応  
方法の協議や事例検討の協力を依頼し、連携方法を探っていく。
  - ・芽室町在宅医療・介護連携相談窓口である公立芽室病院・その他医療機関との連  
携強化
- ② 地域の医療機関・訪問看護ステーション・介護事業所などの関係機関と連携し、  
医療・介護の情報交換等がスムーズ行えるよう、連絡調整、必要な協力体制をつ  
くる。
- ③ 「十勝地域における入退院時連携ルール」を基本に退院調整やスムーズに必要な  
治療が受けられる様、介護・医療の両面から在宅療養・必要な支援に結び付けら  
れるように関係機関と情報交換や連携の充実に向けて取り組んでいく。

### 7 その他（上記1～6に記載していない事項）

#### (1) 高齢者の見守り支援

- ① ひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯に対し連絡や訪問を行い、要援護者の早  
期発見・対応ができるよう活動していく。
- ② 町内会や民生委員、地域で活動している方々との繋がりをつくり、協力者を増や  
すことで見守りの輪を拡げていく。
- ③ 災害時等の要援護者の見守り・支え合い体制構築に向けて、町が取り組む災害時対  
策強化に向けた検討に協力する。



## 令和5年度 芽室町地域包括支援センターあいあい 予算

### 【収入】

(単位：円)

費 目	本年度予算(計画)額	内 訳
委託料	20,440,000	芽室町からの委託料
受取利息配当金	500	利息
合 計	20,440,500	

### 【支出】

(単位：円)

費 目	本年度予算(計画)額	内 訳
人件費	18,000,000	三職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）各1名の給与（本俸）、職員諸手当、法定福利費
研修費	50,000	出張
	10,000	施設内研修
事業費	30,000	消毒等
	1,000	日用品
	10,000	備品
	50,000	利用者保険料
	233,500	芽室町 行政財産使用料
	15,000	車輛経費・ガソリン
事務費	20,000	職員健康診断等
	100,000	事務用品
	130,000	コピーカウンター料
	450,000	電話・切手等
	50,000	振込手数料
	50,000	賠償責任・車輛保険等
	1,240,000	リース料(車輛・コピー機)
	1,000	収入印紙・消費税等
合 計	20,440,500	

## 令和5年度 芽室町地域包括支援センターあいあい 予算

【収入】 (単位：円)

費 目	本年度予算(計画)額	内 訳
介護予防支援費	7,600,000	
介護予防ケアマネジメント費	2,000,000	
合 計	9,600,000	

【支出】 (単位：円)

費 目	本年度予算(計画)額	内 訳
人件費	3,210,000	三職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）各1名の給与（本俸）、職員諸手当、法定福利費
研修費	50,000	出張
	0	施設内研修
事業費	20,000	消毒等
	9,000	日用品
	40,000	備品
	67,500	芽室町 行政財産使用料
	115,000	車輛経費・ガソリン
事務費	10,000	職員健康診断等
	2,500	事務用品
	20,000	コピーカウンター料
	10,000	修繕
	100,000	電話・切手等
	10,000	会議
	5,650,000	外部業務
	50,000	振込手数料
	212,000	リース料(車輛・コピー機)
	14,000	収入印紙・消費税等
	10,000	
合 計	9,600,000	

# 芽室町地域包括支援センター 運営方針

令和4年3月

芽室町

## I 方針策定の趣旨

この「芽室町地域包括支援センター事業運営方針」は、地域包括支援センター（以下「センター」という。）を運営する上での基本的な考え方や理念、業務推進の方針等を明確にするとともに、センター事業の円滑で効果的な実施に資することを目的に策定します。

## II 芽室町の基本的方針

### 1 地域包括ケアシステムの構築

「できる限り住み慣れた地域で暮らしたい」、これは多くの町民に共通する願いであり、これを実現するために必要な介護予防と生活支援、介護・医療を一体的に提供できる地域包括ケアシステムの推進を目指します。

地域包括ケア推進に当たっての具体的な施策の展開については、第8期芽室町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画によるものとします。

### 2 地域包括支援センターの意義・目的

センターは、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の高齢者等の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設として設置します。

（介護保険法第115条の46第1項）。

地域包括ケアシステムの構築が地域共生社会の実現にもつながることを視野に入れながら、保健・医療・介護等の専門職や、地域の関係者とネットワークを構築し活動します。

## III 運営体制

### 1 運営上の基本的な視点

#### （1）公益的な視点

センターは、芽室町の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。また、地域包括支援センター運営費用は、芽室町民の負担する介護保険料や、国・道・町の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行います。

#### （2）地域性の視点

センターは、地域特性や実情を踏まえ、適切かつ柔軟な事業運営を行います。地域の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的な取り組みを行います。

### (3) 協働性の視点

センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が相互に情報を共有し、連携・協働の運営体制を構築しながら、チームとして業務全体を支えます。

地域の保健・医療・福祉の専門職や各種ボランティア等と連携を図りながら活動します。

## 2 人員体制

センターは、芽室町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（平成27年条例第3号）に基づき、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の三職種を配置します。

## 3 業務推進の方針

### (1) 事業計画の策定

センターは、現状やニーズに基づきセンターの実情に応じた重点課題・重点目標を設定し、具体的な事業計画を策定します。また、策定にあたってセンター職員が協議するとともに、自ら事業計画の進捗管理を実施し、芽室町（以下「町」という。）と共有を行います。

### (2) 事業評価の実施

センターは、町が提示する地域包括支援センター事業評価の項目に沿って自己評価を行うとともに、その内容を踏まえ町が実施する行政評価の結果について共有します。そして、センター運営協議会での意見を踏まえ、当年度の業務改善及び次年度の事業計画に反映させるなど活用しセンターの機能強化を図ります。

### (3) 職員の姿勢

センターの職員は、地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続できるよう支援することを念頭に置き、常に利用者に最善の利益を図るために業務を遂行します。

### (4) 地域との連携

地域住民に、地域包括ケアに関する情報を積極的に発信し共有を行います。また、地域が抱える課題を把握し解決に向け積極的に取り組みます。

### (5) 介護支援専門員との連携

地域の介護支援専門員の資質向上と支援を行うため、地域の介護支援専

門員と連携体制を構築し、課題解決や目標達成に取り組みます。

(6) 個人情報の保護

業務上知り得た情報については、目的外使用及び不特定多数の者に漏れることがないように個人情報の保護に留意し、守秘義務を遵守するとともに情報管理を徹底します。個人情報保護に関する具体的な取り扱いについては、「個人情報取扱特記事項」によるものとします。

(7) プライバシーの保護

相談等の対応に当たり、プライバシーが保てる場所や時間を確保するなど、相談者が安心して相談できる環境づくりに努めます。

(8) 利用しやすい相談体制

センター業務への理解と協力を得るために、パンフレットや広報誌等を作成し、地域住民及び関係者へ積極的に広報します。また、相談に来所した住民等が戸惑うことのないよう案内表示を工夫するほか、担当職員の不在時や夜間及び休日においても連絡が取れるような体制を整備します。

(9) 苦情対応

センターに関する苦情に対しては、迅速・誠実に対応します。また、内容を記録し職員間での共有を行い、適切な再発防止を講じます。

(10) 町との連携

町は、センターの設置主体として、センターと事業実施方針を共有・連携し、その運営について適切に関与します。

センターの業務は多岐にわたり、町の多くの部署と関係しているため、各関係部署との日常的な連携を強化し、支援が難しい事例等については迅速に対応できるよう、必要な部署と連携を図ります。

## IV 業務内容

### 1 総合相談支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域の保健・医療・福祉の総合相談窓口としての機能の充実を図ります。

(1) 実態把握

様々な手段により、高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるように取り組みます。また、地域住民や関係機関等から、支援が必要な高齢者の情報収集を行い、把握した問題やニーズについて、予防への展開していく取り組みを行います。

## (2) 地域支援ネットワーク

高齢者に係る保健、医療、福祉サービス関係者、民生委員、町内会等の地域の方々など、様々な関係者のネットワークの構築に努めます。

また、継続的な支援を要する高齢者については、様々な関係者のネットワークを通じて、職種が連携して支援を行います。

## (3) 総合相談業務

ワンストップサービス拠点として、多様な相談内容について、必要に応じて関係機関と連携を図り対応します。職種の専門性も活かしながら、介護保険サービスに限らず、自立支援に向けて様々な社会資源を活用し、適切な支援を行います。

高齢者本人のみならず、家族等に対する支援も行います。

また、感染症に係る相談を受けた場合は、関係機関と連携を図りながら適切な対応に努めます。

## (4) 地域共生社会の観点に立った包括的な支援

複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行い、必要に応じて適切な関係機関につないで支援します。

## 2 権利擁護業務

高齢者が住み慣れた地域において、安心して尊厳のある生活を行うことが出来るよう、専門的、継続的な視点から支援を行います。

### (1) 成年後見制度の活用

認知症などにより判断能力の低下が見られる場合に、適切な介護サービスの利用、金銭的管理、法的行為などの支援のため、芽室町成年後見支援センター（芽室町社会福祉協議会）などとの連携により、成年後見制度の活用を図るとともに、制度の普及啓発に努めます。

町長申し立てに関しては、「芽室町成年後見制度利用支援事業実施要綱」「芽室町成年後見制度町長申立マニュアル」に基づき支援します。

### (2) 高齢者虐待への対応

高齢者虐待の防止及び対応については、「芽室町高齢者虐待防止対応マニュアル」に基づき、速やかに状況を把握し、町と連携を図り適切な対応を行います。

### (3) 支援が難しい事例への対応

支援が困難だと考えられる対象者を把握した場合は、センターの各専門職が連携して対応策を検討するとともに、必要に応じ町の関係部署等と連携を図り支援します。

### (4) 消費者被害の防止

警察や消費者協会等との連携のもと、消費者被害状況の把握を行い、情報提供と適切な対応により被害を未然に防ぐように支援します。

(5) 予防対策と早期発見

権利侵害の予防、早期発見のため、地域住民や関係機関に対し、権利擁護について知識や対応策の普及啓発を行います。

(6) 情報共有と連携

事例や取り組みについて町と情報共有するとともに、関係機関と連携しながら権利侵害の予防、早期発見に向けた取り組みを進めます。

### 3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを介護支援専門員が実践することができるよう、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行います。

(1) 包括的・継続的なケアマネジメント体制の構築

関係機関との連携を構築し、介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう、地域との連携・協力体制を整備します。

(2) 介護支援専門員に対する支援

日常業務の実施に関して、専門的な見地から個別相談対応を行い、困難事例については具体的な支援方針を共に検討しサポートを行います。

(3) 地域の介護支援専門員の資質向上のための取り組み

事例検討会や研修会等を実施するとともに、日常的に業務が円滑に実施されるようケアマネネットワーク会議等のネットワークを活用します。

(4) 地域ケア会議の推進

個別のケース内容を検討することによって個別の課題分析を行うだけでなく、これらを通じて、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントに関する実践力の向上、ネットワークの構築、地域課題の把握を行いながら社会資源の開発や新たな仕組みづくりに向けた政策形成につなげることにより、地域で尊厳あるその人らしい生活が継続できるよう努めます。町とセンターが緊密に連携し、かつ役割分担を行いながら取組を推進していきます。

①地域ケア会議（個別ケース会議）

センターは、事例検討を行うために個別ケース会議を主催します。

②地域ケア会議（地域ケア推進会議）

町は、地域ケア推進会議を主催し、個別ケース会議で明らかになった地域の課題、資源開発及び政策形成についての提案を行います。



#### 4 介護予防ケアマネジメント業務（ケアプラン作成業務）

要介護状態になることの予防、また、重度化防止のため、高齢者自身が地域において自立した日常生活を送ることが出来るよう支援します。

介護予防・日常生活支援総合事業の趣旨に沿い、介護保険制度による公的サービスのみならず、その他の公的サービスやインフォーマルサービス等、多様な社会資源を活用しながら、個々の持つ能力を最大限に活用し、自立支援を目標としたケアマネジメントを実施します。

ケアマネジメントを委託する場合は、適宜適切な関与を行います。

#### 5 住宅改修・福祉用具購入理由書作成業務

担当ケアマネジャーがいない介護保険認定者からの住宅改修や福祉用具購入等の相談に応じ、助言および対応を行います。

#### 6 災害や感染症への対策

町と地域包括支援センターとの連携および情報共有を図るとともに、災害や感染症に係る関係機関との連携や協力の下、高齢者や高齢者が暮らす地域において災害や感染症の対策に備えられるよう、必要な情報提供を行います。

また、職員は日々の健康管理に努め、業務継続に向けて感染予防策を講じたうえで相談業務等に従事します。